

盛岡工業クラブ会則

平成12年	11月24日	制定
平成15年	5月12日	一部改定
平成17年	5月11日	一部改定
平成18年	5月 9日	一部改定
平成24年	6月12日	一部改定
平成27年	5月11日	一部改定
平成28年	5月12日	一部改定

(名称)

第1条 本会は盛岡工業クラブ(以下、本クラブと言う)と呼称する。

(目的)

- 第2条 本クラブは、第3条で定める地域の総合的な振興発展に寄与することを目的とした活動を行う。
- 2 本クラブは、会員の経営資質の向上のために、自ら研鑽の場を設定するとともに、官学などの関係機関との連携により会員が自発的に活動することを目的とする。
 - 3 本クラブは、常にグローバルな視点から地域の発展や産業の課題などを検証し、活動することを目的とする。

(地域)

第3条 対象地域は、原則として盛岡広域振興局管内の各市町とするが、希望により県内における他の振興局管内の市町も対象とすることができる。

(活動)

第4条 本クラブの目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 当該地域の振興施策等に関する活動(公益活動)
 - 1) 当該地域の政策提言等に関する活動
 - 2) 情報の収集及び提供に関する活動
 - 3) 全県的産業振興に関する事業等への参画
 - 4) 環境及び資源再利用に関する活動
 - 5) 青少年の育成および教育支援に関する活動
 - 6) その他当該地域の振興施策等に関する活動
- (2) 会員の実益につながる活動
 - 1) 会員相互の交流活動
 - 2) 中小企業振興施策などの普及啓蒙活動
 - 3) 各種セミナー、講演会、見学会等の研修活動
 - 4) その他

(会員・会員資格)

- 第5条 本クラブ会員は、本クラブの目的に賛同し、当該地域内に立地する産業並びに関連産業に従事する法人及び個人とする。
- 2 当該地域内の自治体及び教育機関、産業関連機関並びに産業関連団体等並びにそこに属する個人が本クラブの会員となることを妨げない。

(入会)

第6条 本クラブに入会する場合は、所定の入会申込書により理事会の承認を得ることとする。

(会費等の納入)

第7条 本クラブは、総会の議決により別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 納入した会費は返還しないものとする。
- 3 休会期間中の会費は、納入を免除する。

(会員の権利)

第8条 本クラブの会員は、総会に出席して議決権を行使する権利を有する。

- 2 本クラブの会員は、理事及び監事に立候補する権利を有する。
- 3 その他本クラブ理事会で認める権利を有する。

(会員資格の喪失)

第9条 本クラブの会員は、次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を失う。

- (1) 会員資格を失ったとき。
- (2) 退会したとき。
- 2 本クラブを退会した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費及び他の本クラブ資産に対して、何らの請求をすることができない。

(退会および休会)

第10条 本クラブを退会する場合は、退会する旨を明記した書面を会長に提出しなければならない。

- 2 止むを得ず休会する場合は、理事会の承認による。ただし、休会は、1年ごとに申請し、最長期間は累積2年とする。

(役員)

第11条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 程度
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 20名 程度 〈役付き理事を含む〉
- (5) 監事 2名

(役員の職務)

第12条 会長は会務を総理し、三役会、理事会の議長となる。

- 2 副会長 専務理事は会長を補佐し、会長に事故が生じた場合や会長が欠けたときには、会長が予め定めた順位により、その職務を行う。
- 3 理事は理事会を組織し、また、議決権を有し会務の執行を決定する。
- 4 監事は庶務会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の選挙)

第13条 役員は本クラブの総会において会員のうちから選挙する。但し、会員以外（O B会員を含む）から理事2名以内、監事1名を選挙することができる。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 原則として、理事には、教育関係者、自治体関係者を各1名を含むこととする。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 上記の規定にも関わらず、役員は辞任及び任期満了後であっても、後任者が就任するまでの期間は、なおその職務を行うこととする。

(役員の報酬)

- 第15条 本クラブの役員は、全て無報酬とする。

(会議)

- 第16条 本クラブの会議は総会、理事会、三役会とする。
- 2 会議は必要に応じて会長が招集し開催する。
 - 3 総会は本クラブの役員選挙、活動計画、活動報告その他の重要事項を決議する。
 - 4 理事会は、総会提出議案、総会の委任事項その他の重要事項について決議する。
 - 5 三役会は会長、副会長、専務理事及び事務局によって構成し、緊急を要する事項や理事会を開催する場合、会長が会議の目的を明示したうえで請求した時に開催する。
暇がない場合及び軽微な事項について決定し執行する。

(総会)

- 第17条 本クラブの総会は、定時総会と臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了から3か月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び理事会の議決によって必要と認めたとき並びに会員の5分の2以上若しくは、監事が会議の目的を明示したうえで請求した時に開催する。
 - 4 総会の議長は、出席する理事の互選により選出する。

(総会の定足数)

- 第18条 本クラブの総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催できない。

- 2 会員はそれぞれ1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数によって決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会員が総会に出席できないときは、出席する会員に表決権を委任することができる。この場合は、その会員を出席者とみなす。
- 5 総会の議事結果は、議事録を作成しこれを保存する。

(理事会)

- 第19条 本クラブの理事会は理事で構成し、会長が召集する。
- 2 理事会は本会則で定める事項の他、次の事項を決議する。
 - (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 総会を開く暇がない場合の緊急事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
 - 3 第19条の規定は、理事会に準用する。

(三役会)

- 第20条 本クラブの三役会は、本会則で定める事項のほか、次の各事項を協議する。
- (1) 会議及び活動の円滑な運営に関する事項
 - (2) その他会務の円滑な執行に関する事項

(委員会等の設置)

第21条 本クラブは理事会の承認を得て委員会等を設置することができる。

(活動年度)

第22条 本クラブの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第23条 本クラブの収支予算は、各年度毎にその年度前の理事会において案を作成し、当該年度の通常総会の議決をもって定める。

- 2 第1項の規定に関わらず、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた経理処理をすることができる。この場合において、当該収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 本クラブの収支決算は、各年度毎に当該年度終了後監事の監査を経て通常総会の議決による承認を得なければならない。

(その他)

第24条 この会則に定めがない事項については、総会または理事会の議決により定めることとする。

- 2 この会則は、本クラブの総会または理事会の議決・承認をもって改廃することができる。
また、議決・承認日より実施する。

附則

平成27年 5月11日 制定

平成28年 5月12日 制定

〈会費〉

第1条 会費は、一会员あたり年間5万円とする。

2 納入は、当該年度の6月末までに指定口座への振込みとし、振込手数料は会员負担とする。

3 10月以降の新規入会者にあっては、初年度会費を2.5万円とする。

会費納入は、指定期日、指定口座への振込みとし、振込手数料は会员負担とする。

ただし、経営状況などにより分納等を希望する場合は、会長判断によりこれを認める。

4 休会者の会費は、徴収しない。

(謝金等)

第2条 原則として、講演・講話者の謝金および交通費は負担しない。

2 会员外の講演・講話者については、懇親会費を負担する。また、お礼の品を差し上げる。

お礼の品は、会员の仕事に関わる3,500円程度のものとし、年度初めに理事会で定める。

なお、企业PRなど営業色の強いものについては、この限りでない。

会员企业による講演・講話においては、会費は自己負担、お礼は無しとする。

3 会员の強い希望によって実施される特定外部講師による講演については、費用負担を含む対応を理事会により決定する。

(OB会员)

第3条 会员企业を退職、転出、転勤により本クラブを退会したもので、引き続き本クラブの活動への参加を希望する個人については、理事会の承認によりOB会员となることができる。

2 OB会员は、理事選任者をのぞき、本クラブにおいて議決権を有せず、会议（総会、理事会、役员会）に参加できない。

3 OB会员は、会议以外の本クラブの活动に参加できる。

4 OB会员の会费は、年間5千円とし、年度初めの纳入とする。返纳は、しない。

懇谈会等の参加費用については、本クラブ会员と同額とする。

5 OB会员への活动予定连絡、参加申し込み・会费受付等については、本クラブ事務局が行う。

(顧問)

第4条 本クラブに顧問を置くことができる。

改訂履歴 1

平成24年6月12日理事会

改訂箇所	旧	新	改訂理由
第2条 2項	資源	資質	表現の適正化。
第2条 3項	(地球環境にも最新の配慮をし続ける企業家集団として)	左記()部削除。	表現の簡略化。
第3条 1項	岩手県盛岡地方振興局	盛岡広域振興局	名称変更による。
第3条 1項	各市町村とし、	各市町村とするが、	表現適正化。
第3条 1項	当面の間は	希望により	実態に合わせる。
第3条 1項	地方振興局	振興局	名称変更による
第3条 1項	市町村においても	市町村でも	表現適正化。
第4条 (1)	5)その他当該地域の振興施策等に関する活動	5)青少年の育成および教育支援に関する活動 6)その他当該地域の振興施策等に関する活動	実態に合わせ追記。
第4条 (2)	に関する活動	つながる活動	表現適正化。
第4条 (2)	5)	4)	誤記訂正。
第6条	会長の承認	理事会の承認	実態に合わせる。
第7条 3項	一	3 休会期間中の会費は、納入を免除する。⇒追記	大震災後の休会処置実施による追記。
第10条	(退会)	(退会および休会)	同上。
第10条2項	一	2 止むを得ず休会する場合は、理事会の承認による。	同上。
第11条(3)	15名	18名	会長、副会長を含む実態に合わせる。
第17条4項	請求があつた	請求した	表現適正化。
第23条1項	作成し	案を作成し	表現適正化。
第24条1項	議決により、会長が別に定める事とする	議決により定めることとする	実態に合わせる。

改訂履歴 2

平成27年5月11日理事会

改訂箇所	旧	新	改訂理由
第2条 2項	会員の活動	会員が自主的に活動	表現の適正化。
第3条 1項	市町村でも入会	市町村も対象と	表現の適正化。
第4条 (1)	1)提言策	1)提言	表現の適正化。
第5条 1項	本クラブ会員は、	本クラブ会員は、 本クラブの目的に賛同し、	表現の適正化。
第5条 2項	自治体および産業関連機関並びに	自治体および教育機関、産業関連機関、	実態に合わせる。
第5条 2項	産業関連団体等が	産業関連団体並びにそこに属する個人が	実態に合わせる。
第10条2項	—	【追記】 ただし、休会は、1年ごとに申請し、最長期間は、累積2年とする。	期限の明確化。
第11条(2)	3名程度	4名程度	実態に合わせる。
第11条(3)	18名程度	20名程度 (役付き理事を含む)	実態に合わせる。
第12条2項	—	【追記】 また、議決権を有し	実態に合わせる。
第13条1項	会員以外から	会員以外(OB会員を含む)から	OB会員制定のため。
附則	—	【追加】	不明部の明確化。
第13条3項	—	【追記】 原則として理事には教育関係者、自治体関係者を各1名含むこととする。	理事の追加。

改訂履歴 3

平成28年5月12日理事会

改訂箇所	旧	新	改訂理由
第11条	一	専務理事 1名	役員の追加
第12条2項	副会長は会長を補佐し	副会長 専務理事は会長を補佐し	役員追加に伴い。
第16条 5	三役会は会長、副会長及び事務局によって構成し	三役会は会長、副会長、専務理事及び事務局によって構成し	役員追加に伴い。
附則 第4条	一	【追記】 本クラブに顧問を置くことができる。	顧問の追加。